

## 公益社団法人日本山岳会埼玉支部弔意細則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳会埼玉支部規約第7章第20条に基づき、会員・会友に弔事があり、本会に連絡があったときの弔意の表明方法について定める。

(弔意方法)

第2条 弔意の表明は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本支部会員・会友が死亡した時は、弔電又は弔文を供えるものとする。
- (2) 前1号に規定するもののほかは、支部長がその都度適宜対応するものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、支部委員会で審議し、支部長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月16日より施行する。

(管理責任者：支部事務局長)